

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2418号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>



海岸美(福井県越前町)

もくじ

活 政 政 情 随 情

動 策 策 報 想 報

高速道路ネットワーク実現全国大会開く	(2)
過疎地域の一角が集落機能の維持困難に	(5)
構造改革特区 第二次提案募集を開始	(8)
NTT東・西の通信接続料について答申	(9)
カプセルNOW&NEW	(10)
人生所感	(11)
政策リーダー	(12)
福井県越前町長 京谷宗雄	

●写真募集●
本誌用紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先:全国町村会・広報部

閑話休題

男を張る いささか古風なこんな言葉が、いまの若い人に通用するかどうか。

Aさんは七十七歳。夫婦二人きりの生活だが、三年前に奥さんが倒れた。循環器系の病気で、身体が思うように動かせない。当然のことながら、家事と介護のすべてが、Aさんの全身にずりとかかかってきた。ヘルパーを考えたが、奥さんは他人が家の中に入るのが絶対いやだという。それならやれるところまで、やってみようと覚悟をきめた。

男を張る

毎日の朝食
晩の食事づく

りにもなれた。問題は介護である。トイレに連れて行って座らせるとき、身体の中の部分をつかみ、どこを支えたらよいかの要領もわからず、苦勞の連続だった。手を取って、いっしょに歩く調子も、不器用な老人には案外難しく、よく喧嘩にもなつた。

富山県八尾町に、「風の盆」というよく知られた盆踊りがある。踊りのふりの優雅さ、胡弓の音色の流れは、ゆったりと伸びやかだ。元気なころ、二人で見物に行つた思い出が

ある。そうだ、あの調子で手を取って歩いてみようというとき、彼女は初めてにっこりと笑つたそだ。

そうしたある日、疲れた身体を横たえて新聞を見ていると、次のような文章が目にとまった。「何にも向き不向きというものがあつたが、思いやりや気ばたらきが大切だなどと、こたくを並べるよりも、まず手を出して支えてやるのが先決だ」そんな意味のことが書いてあつた。そして、「いまだき、男を張りたければ、介護し

かない。まず手をさしのべることだ」とも書いてあつた。

た。「男を張る」といつ言葉だ、百万の援軍を得た思いがして、くじけかけた心が、すつと立ち直るほど力があつた。

Aさんは、介護と家事のあいまに、近所の銭湯が唯一の楽しみである。首まで湯につかり、目を細めながら時々つぶやく。「亭主はけ妻はねたきり長寿国」しかし、この亭主はほけていない。長年妻を支えて七十七歳喜寿の「男を張って」見事に生きている。

(エッセイスト 山本兼太郎)

高速道路ネットワーク実現全国大会開く

高速道路建設促進議員連盟・地方六団体など



高速道路建設推進議員連盟、地方六団体、全国高速道路建設協議会で組織された高速道路ネットワーク実現全国大会実行委員会は、10月30日、東京プリンスホテルにおいて「高速道路ネットワーク実現全国大会」を開催した。

高速自動車国道等の議論が高まる中、高速道路網の早期実現を願う者が全国より一堂に会し、その整備の必要性を改めて確認するとともに、国民及び関係方面に強力に訴えるために開催したもので、国会議員、地方自治体の首長、議長など全国から約3,000名が参加した。

大会に先だって午前中に「公開討論会」、「緊急提言会」が行われ、全国町村会の山本会長（福岡県添田町長）が町村における高速道路の必要性を訴えるなど活発な議論、提言がなされた。大会では、地方を代表して松形宮崎県知事が提言を行い、大会アピールを満場一致で採択し、盛会裡に閉会した。

また、大会終了後は代表者が政府等関係要路に実行運動を行った。



公開討論会

高速道路建設推進議員連盟の村岡会長をはじめ与党三党の代表者及び地方六団体の代表者により、「高速道路ネットワークはなぜ必要か」、「これからの高速道路整備のあり方」等について討論が行われた。

出席者からは、「高速道路は、物流・人の交流・緊急時のライフライン等として、単純な採算性だけでは測れない価値を持つもの」、「繋がってネットワークを形成して初めて意味を持つのであり、ぶつ切りでは価値がない」、「整備計画と手法とが一緒に議論されている」、「地域間競争の時代にはインフラは平等であるべき」等の意見が出された。

全国町村会から出席した山本会長（福岡県添田町長）は、「高速道路」という特別に贅沢なもののように聞こえるが、町村にとっては必要不可



公開討論会で発言する山本会長

活 動

欠なもの、「都市への輸送手段が整って初めて町村は水や食料の供給といった国家的役割を果たすことができる」、「骨格となる道路がきちんと整備されないと地方の道路も整備できない、活かされない」、「農村部への定住促進のためにも高速道路は必要」等の発言を行った。

緊急提言会

公開討論会に続いて、与党三党の代表者及び地方六団体の代表者により、緊急提言会が開催された。

最初に高速道路建設推進議員連盟の亀井会長代行が主催者を代表して「国家の社会資本の整備を民間会社の採算ベースでやってはならない」、「高速道路整備を間違った方向に導けば歴史に対する背信行為」などと挨拶した後、主に地方公共団体の首長、議長から提言が行われた。



提言を行う佐藤宮崎県町村会長

緊急提言会で挨拶する亀井高速道路建設促進議員連盟会長代行



全国町村会からは山本会長、上田山形県町村会長(大江町長)、唐沢野原町町村会長(小布施町長)、吉村大阪府町村会長(太子町長)、佐藤宮崎県町村会長(北方町長)の五名が出席し、山本会長が「高速道路は国の責任でできるだけ早く整備することが町村長の総意」、「道路の渋滞は膨大な経済的損失」等との発言を行った。

また、佐藤宮崎県町村会長からは「社会資本の整備が遅れているところは、市町村合併することによって地域の発展、行政サービスに格差が生じるのではないかと心配し、合併があまり進んでいない」、「地方で営々と生活を営んでいる人たちも同じ日本の国民であり、国の責任で未整備地区の整備をする必要がある」等との提言がなされた。

最後に大会アピール案が審議され、満場一致で原案を大会に諮るこ

とが決定された。

高速道路ネットワーク実現 全国大会

はじめに高速道路建設推進議員連盟の村岡会長が主催者を代表して挨拶した後、自由民主党を代表して綿貫衆議院議長より、公明党を代表して森本参議院議員より、保守党を代表して野田党首よりそれぞれ来賓挨拶があった。

続いて松形宮崎県知事が地方六団体を代表して、「いかなる地域に住んでいても国民として等しく高速道路の利便性を享受して安心して暮らせることは当然の権利である」、「借入金で建設し、全国料金プール制を活用した有料道路制度によって償還する道路公団方式は極めて合理的で有効な手法であり、地方に新たな負担を求めることなく現行方式により



提言を行う岩谷島根県町村会長

地方六団体を代表して提言する松形宮崎県知事



早期整備を促進すべきである」との提言を行った。

ついで、高速道路未整備地域の住民の訴えをビデオを上映して紹介した後、会場の参加者五名から提言が行われた。このうち、岩谷島根県町村会長(旭町長)は「示された建設計画を元に地域づくりに励んできた」、「片側一車線の一般国道はそれなりの役割を果たしてきたが、地方には迂回路がない場合が多く、災害時など渋滞で大きな混乱をきたす」、「公共交通機関の整備が遅れている地方ほど自動車への依存度が高く、税負担が大きいので不公平感がある」、「市町村合併に際しては地域の将来像を描かなくてはならないが、高速道路のネットワークがしっかりと作られてこそヴィジョンが描ける」などと発言した。

最後に大会アピールを満場の拍手により採択し、閉会した。

活 動

高速道路ネットワーク実現に関する大会アピール

大会終了後、富永福島県町村会長 (国見町長)、佐藤徳島県町村会長 (穴吹町長)、有留鹿児島県町村会長 (輝北町長)など地方六団体の代表者 が、政府・与党など関係方面に大会アピールを持参して実行運動を行った。

高速道路の建設を推進するため、次の事項についてアピールする。
一、高速道路ネットワークは必要不可欠

(一) 高速道路ネットワークは、国民経済的な費用対便益が大きく、地域の自立・活性化、物流効率化、都市再生等の国土政策を実現するために必要不可欠である。

(二) 高速自動車国道の法定予定路線一、五二〇キロメートルについては国の将来や国民の信頼確保のためにも、必ず整備すべきである。特に、整備計画九、三四二キロメートルについては早期に整備を進めるべきである。

(三) 高速道路としての機能や安全性を確保しつつ、構造・規格の大胆な見直し、業務の効率化等により、コスト縮減を徹底すべきである。

二、効率的かつ早期の整備

(一) 高速道路ネットワークは地域活性化の生命線であり、事業中路線の凍結については国の意思決定に対する信頼を損なうため、事業を継続すべきである。

(二) 高速自動車国道の整備計画九、三四二キロメートルについては、最大限の料金収入を活用して整備を行い、できるだけ新たな組織において事業を継続すべきである。

(三) ETCの更なる普及促進・活用を図るとともに、多様で弾力的な料金設定を行うことにより利用者のメリット向上を図るべきである。

(四) 関連法人については、抜本的改革を行い、コスト縮減及びサービスの向上等を進めるべきである。

三、高速道路の計画・整備・管理は国の責任
(一) 全国道路ネットワークの枢要部分を形成する高速道路の計画、整備管理は国の責任において行うべきである。

(二) 国民共有の財産である高速道路ネットワークについては、営利事業として利潤追求を目的とする私企業の私有財産にすることは、到底国民の理解を得られるものではなく、償還期間(五十年以内)終了後は国等に帰属させるべきである。

以上、総意をもってここに提言する。

温泉よりもっと『温泉』!

準天然

ト

ロ

ン

温

泉



自治体事例—ごみ焼却施設の余熱を利用した埼玉県朝霞市の「憩いの湯—湯〜ぐうじょう」

★自慢のふるさとをつくりませんか?! トロン温泉

地域が誇れる自慢の施設に自治体も、住民も満足しています

★“活” トロン温泉で若返るふるさと

高齢化社会の救世主として評価が高まる究極施設です

★トロン温泉がつくる元気な街!

数100の自治体がトロン温泉を設置し、実績を上げています

★“夢舞台” 歓声が聞こえるトロン温泉

老若男女が集う新コミュニティ施設として、自治体の新名所に

◆ランニングコストが天然温泉の1/10で済むトロン温泉は、行財政改革の救世主です。

◆数100の自治体が、天然温泉からトロン温泉に切り替えて成功しています。

企画立案から設計施工、施設運営まで協力します/富士山麓入浴施設の体験入浴セミナー申し込み・資料請求を受け付け中

(株)日本トロン開発協会 〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-14-12 TEL: 03-3221-1601(代) FAX: 03-3221-1361

政 策

平成13年度

過疎白書

解 説

過疎地域の1割が 集落機能の維持困難に

総務省はこのほど、平成十三年版の「過疎地域の現況」(過疎白書)をまとめた。それによると、過疎地域では、以前のような急激な人口流出による社会減は縮小したものの、依然、社会減と自然減が続いており、高齢化も二九%と全国より二〇年も先行。



このため、過疎地域内にある約四万九、〇〇〇ある集落のうち、約一割で耕作放棄地の増大や伝統的祭事の衰退など集落機能の維持が困難となっている実態が明らかになった。一方、過疎市町村の約七割では定住促進を狙いに「Uターン」などに取組んでいることも分かった。



●年間八万人の減少が続く

過疎地域の人口(平成十四年四月一日現在)は七五三万人で、総人口の五・九%にすぎないが、過疎地域の面積は四九・三%、市町村数も一、二一〇団体で、全団体の三七・六%を占めている。また、高齢者が多く、財力が脆弱な地域でもある。このための過疎対策として、昭和四

十五年の過疎地域対策緊急措置法以降、振興法、活性化法と各種過疎対策が講じられ、平成十二年度からは過疎地域自立促進特別措置法が施行されているが、過疎法は地理的条件を要件としていないため、自然・地理的条件や産業・地域文化等でも多様な地域が含まれ、その状況や抱える問題も様々であることが特徴だ。白書は、はじめに過疎地域の人口

動態を分析。それによると、過疎地域の人口割合(全国比)は、過疎問題が顕在化した昭和三十五年には一三・八%あったが、その後も人口減少が続き、自立促進法が施行された平成十二年には五・六%に低下。さらに、将来推計人口では、今後も過疎地域の人口割合は低下を続け、平成二十二年には四・九%、同三十二年には四・三%にまで低下するとみられる。

なお、過疎地域市町村を人口規模別にみると、「人口二万人以上」が昭和三十五年には五三〇団体(四三・八%)あったが、平成十二年には一七五団体(一四・五%)と三分の一に減少。逆に、人口二、〇〇〇人未満の市町村は二八団体(二・三%)から一五三団体(一二・七%)と五倍以上に増加した。

また、近年の人口増減の推移をみると、昭和五十四年度から六十一年度までは年間八万人前後減少していたが、昭和六十二年頃から平成三年にかけて年間一〇万人以上にまで減少幅が拡大。しかし、平成四年度以降は再び年間八万人前後の減少に戻っている。うち、社会増減は平成三年度までは年間八、一一万人で減少していたが、同四年度以降は減少幅が縮小し、同十年度以降は年間四万人台で推移している。これに対し、自然増減は、昭和五十四年度の約二万人増加から年々低下し、六十二年には自然増から自然減に転じ、平成十年度以降は年間約四万人の自然減となっている。この自然減

政 策

表1 人口規模別過疎地域市町村数の推移

(単位:団体、%)

人口規模	昭和35年	昭和55年	平成12年
~ 999	5 (0.4)	23 (1.9)	45 (3.7)
~ 1,999	23 (1.9)	75 (6.2)	108 (8.9)
~ 4,999	175 (14.5)	347 (28.7)	469 (38.8)
~ 9,999	477 (39.4)	500 (41.3)	412 (34.1)
~ 19,999	411 (34.0)	205 (16.9)	141 (11.7)
~ 29,999	73 (6.0)	41 (3.4)	25 (2.1)
~ 39,999	26 (2.1)	13 (1.1)	7 (0.6)
~ 49,999	11 (0.9)	4 (0.3)	1 (0.1)
~ 74,999	6 (0.5)	2 (0.2)	1 (0.1)
~ 99,999	2 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
100,000~	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
計	1,210 (100.0)	1,210 (100.0)	1,209 (100.0)

(備考) 1 国勢調査による。
 2 平成12年は東京都三宅村を除く。
 3 ()は構成比である。

● **社会資本の整備におお格差**
 交通体系の整備は、過疎地域の自立促進の基本的条件となっているが、市町村道の改良率・舗装率は昭和四十五年度の八・七%、三・〇%が、平成十二年度には、それぞれ四六・七%、六四・二%と著しく改善されたが、全国(平成十二年度、五二・一%、七三・五%)と比べると、なお格差がみられる。

は構造的なものとなっており、人口減少の要因としてのウエイトはさらに高まるとみられる。
 年齢階層別にみると、「〇〇〜一四歳」(一三・五%)と、「三〇〜六四歳」(四三・八%)は、全国と大差はないが、「一五〜二九歳」の若年者比率は一三・四%(全国二〇・二%)と低く、逆に、「六五歳以上」の高齢者比率は二九・三%(同一七・三%)と高くなっている。将来推計人口によると、今後も過疎地域ではこの傾向が続き、平成三十二年には高齢者比率が三五%を超え、若年者比率が一〇%を下回ることが見込まれている。

● **財政力は極めて脆弱**
 次に、過疎地域の財政状況を見ると、過疎地域市町村の一人当たり決算額(平成十二年度)は、歳入四八億六、六〇〇万円、歳出四七億九一五九億九、七〇〇万円、歳出一五億二、三〇〇万円)の三割程度と、財政規模は小さい。
 うち、歳入では、地方税の割合が一〇・四%と全市町村(三四・八%)より低く、逆に、地方交付税の割合

が四七・〇%と全市町村(一九・二%)を大きく上回っている。歳出では、農林水産業費の割合が一四・四%と全市町村(四・四%)を大幅に上回っているほか、性質別では社会基盤の地域間格差は正のため投資的経費が二八・九%と全市町村(二・三%)より高い。一方、財政力指数は、全市町村の平均〇・四〇に対し、過疎地域市町村の平均は〇・一九と著しく低く、〇・一未満も八三団体あるなど、財政力は極めて脆弱なものとなっている。
 一方、過疎地域の産業別就業人口の割合をみると、かつて中核的な産業だった第一次産業は、昭和四十五年には四八・九%と半数を占めていたが、平成十二年には二一・〇%に半減。逆に、第二次産業が二〇・六%から二九・九%に、第三次産業は三〇・五%から四九・一%に増えた。また、農業所得(耕地一〇アール当り)の生産農業所得(北海道を除く)

は、六万九、〇〇〇円で、全国(八万七、〇〇〇円)と比べ依然格差がみられる。
 また、過疎地域における企業立地の動向をみると、昭和五十年代は二〇〇件〜三〇〇件で着実に増加、平成三年度には約六〇〇件と急増したものの、バブルが崩壊した同四年度から一転して急減。現在は二〇〇〜三〇〇件の水準に戻っている。なお、長期的には非製造業の割合が増加する傾向にある。
 また、平成二年度から第三セクターへの過疎債充当が認められ、平成十三年度には三一件の第三セクターが設立された。この結果、過疎地域での第三セクターは合計一、一七七件となる。うち、八割は株式会社で、ほぼ半数が観光レクリエーションを目的としている。これにより、約二万六、〇〇〇人の雇用が創出されている。その経営状況は、四三・三%が継続して黒字だが、三六・〇%は継続して赤字となっている。なお、九五・三%が今後も存続するとしている。

政 策

この結果、過疎地域(庁舎)からの時間距離(自動車でかかる時間)を昭和六十年と比べると、広域市町村圏の中心部市街地まで一時間以内で行ける市町村数は八二・九%から八七・〇%に増加。さらに、高速道路インターチェンジまでは四〇・一%から六六・九%に、都道府県庁までも一七・〇%から二一・九%にそれぞれ改善されている。それでも、二時間以上かかる過疎市町村が、高速道路インターチェンジで二・三%、都道府県庁で三・三%も残っている。

機能)や、生産活動の維持向上を図る「生産補充機能」、農林地や文化等を維持・管理する「資源管理機能」を果たしている。しかし、総務省調査によると、過疎地域にある集落のうち約一〇%で、この集落機能の維持が困難になっている。この結果、これらの集落では、六〇・七%で耕作放棄地が増大、三九・七%で獣害が発生、三六・二%で管理放棄林が増大。さらに、森林の荒廃や伝統的祭事の衰退、棚田・段々畑などの景観の荒廃、住宅の荒廃などもみられる。特に、これらは中山間地の集落

が多く、高齢化と過疎化が進む奥地の集落で問題が深刻化している。なお、これらに対応するための「集落移転」は昭和四十五年〜五十四年に六割以上で実施されたが、近年は少なく、最近では「集落再編」が多く実施されている。これらの効果では、人口流失の歯止め、地域住民同士の交流の活発化、コミュニティ意識の醸成、行政効率の向上などが挙げられている。

また、「平成七年〜十二年」に人口が増加した八八団体では、人口増加の要因として、「定住施策の実施(七一%)」を挙げるものが最も多く、次いで、「医療・福祉施設等の入所者・職員の増加(二五%)」、「企業立地・誘致による就業の場拡大(二四%)」が多いが、特に、「平成二〜七年」の人口増加一一一団体では、「就業の場拡大」を四二%が挙げていたのが半減するなど、過疎地域でも産業経済が厳しい状況に置かれていることがうかがわれるとしている。

なお、過疎地域市町村では、「定住促進のため住宅整備に取り組んでおり、平成二〜十二年度までに二万八、四〇〇区画の宅地を整備している。また、人口増加のためUJエターンに約七割が取組んでいる。その目的は「人口増加」が九四%で最も多く、次いで「農林業の担い手確保」も五八%と多い。さらに、五四%の市町村がUJエターンの促進策」を持つていると回答。具体的には、住居に対する支援と各種奨励金による支援が約三割、次いで就職・就業・

表2 過疎地域における人口増減(社会増減と自然増減)の推移

(単位:人)

年 度	社会増減 a	自然増減 b	人口増減 c = a+b
昭和54年度	- 115,993	20,113	- 95,880
昭和58年度	- 106,041	13,036	- 93,005
昭和63年度	- 102,142	- 6,358	- 108,500
平成5年度	- 54,728	- 26,131	- 80,859
平成10年度	- 40,763	- 41,108	- 81,871
平成11年度	- 46,186	- 42,420	- 88,606
平成12年度	- 45,074	- 38,686	- 83,760

(備考)総務省「住民基本台帳人口要覧」による。

●中山間地の集落で問題深刻化

この他の生活環境の整備状況も、上水道は八七・三%(全国九六・五%)、水洗化率は四〇・一%(同八〇・五%)、一市町村当り公民館数は三・六(同五・五)、図書館数は〇・二六(同〇・八三)、体育館数は一・三四(同二・〇四)、集会所施設数は三三・七(同五〇・九)などと、いずれも整備は着実に進んでいるものの、なお格差が残されている実態も明らかにされている。

●優良事例を表彰

起業に対する支援となっている。

白書は、このほか過疎地域自立活性化の優良事例表彰を紹介している。総務省と全国過疎地域自立促進連盟が、地域の自立と風格の醸成を目指し、過疎地域で、これらの課題に取組み、創意工夫により活性化を図っている優良事例を表彰するもので、十三年度は以下の事例が表彰された。

「総務大臣賞」新潟県越後田舎体験推進協議会(東頸城郡)「田舎の原風景を舞台に感動と発見を 山梨県早川町」上流文化圏からの発信・日本上流文化圏研究所の取組み 島根県石見町「和やかで温もりのある町をめざして-女性農村研修制度と有機農産品販売による地域自立活性化対策 大分県久住町」人と牛と草原が共生する、地球にやさしいむらづくり

「全国過疎地域自立促進連盟会長賞」石川県珠洲市「土地の文化と夢に触れる-ふれあい交流形観光の創造を目指して 鳥取県・柞まちづくり日野(日野町)」訪ねてみたい暮らししてみたいスモールタウン 広島県作木村「元気むら作木」の創造-安心して暮らせる村づくり 熊本県菅地域振興会(矢部町)「山里のやすらぎ」の提案

(自治日報社 井田正夫)

構造改革特区 - 第2次提案募集を開始 -

内閣官房構造改革特区推進室

在第一五五回国会で審議中の「構造改革特別区域法案」(以下「特区法案」という。)における地方公共団体からの構造改革特別区域計画の認定申請とは全く異なるものであり、提案募集に応じたか否かが特区法案の成立後に予定されている構造改革特別区域計画の認定に影響するものではありません。

募集要項

提案主体

となたでも提案できます。

様式

イ) 一次提案で提案された特区構想に関する場合

・様式1・1: 構造改革特区提案書

(第一次の再提案用)

・様式2: 規制改革事項提案書(第二次提案用)

二次提案用)

ロ) 新たな特区構想を提案する場合

・様式1・2: 構造改革特区提案書

(第一次の新規提案用)

・様式2: 規制改革事項提案書(第二次提案用)

提出期限

平成十五年一月十五日(水)十七時三〇分必着

(期限に遅れたものは提案として取り扱わないこととなりますので、締め切りを厳守ください。)

提出方法

郵送又は持参

提出部数

五部(様式及び添付資料を特区構

想毎にクリップ止めて下さい。)

併せて必ず電子ファイル(Excel

e1形式のみ)をMO又はFDにより提出して下さい。
提出先
〒一〇五・〇〇〇一
東京都港区虎ノ門一・二三・七第二
三森ビル六階
内閣官房構造改革特区推進室内
第二次募集担当であつて

詳細については、首相官邸・構造改革特区推進本部のホームページを

ご参照ください。

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou/index.html>)

(参考)

構造改革特区に関するこれまでの主な取り組み状況は次のとおりです。

○平成十三年六月

構造改革の基本戦略である「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(平成十三年六月二十六日閣議決定)」を策定

○平成十四年六月

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇二(平成十四年六月二五日閣議決定)」において、構造改革特区の導入が決定

○七月

構造改革特区推進本部(平成十四年七月二六日)を内閣に設置。

同日、構造改革特区構想に関する説明会を開催し、八月末締め切りで第一次提案を募集

○九月

構造改革特区の目的、取り組み方針等を定めた「構造改革特区推進の

ための基本方針(平成十四年九月二〇日構造改革特区推進本部決定)」を策定

○十月

構造改革特区を推進するための具体的な制度の骨格、構造改革特区において特例措置を講じることができるとの規制及び特例措置を講じる場合の要件、今後のスケジュール等を定め、構造改革特区推進のためのプログラム(平成十四年十月十一日構造改革特区推進本部決定)を決定

○十一月

第一五五回国会に「構造改革特別区域法案」を提出

第一五五回国会に「構造改革特別区域法案」を提出

内閣官房構造改革特区推進室では、民間等のアイデアを生かした構造改革を進めるため、構造改革特区において実施すべき規制の特例についてのアイデアを、平成十五年一月十五日を期限として、再度、地方公共団体、民間事業者等皆様から募集することと致しました。

地方公共団体や民間事業者等の皆様の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け、その地域において地域が自発性を持って構造改革を進めるといふ、構造改革特区の目的をご理解頂き、多くのご提案をお寄せ頂きますようお願い致します。

なお、この第二次提案募集は、現

ひとまず預けて、いつでも納得運用



- お申込みは100万円以上1円単位。
- お引出しや本商品からの預替えは、1円単位で原則いつでも可能。
- 当社による元本補てん、利益の補足はありません。
- お申込みの際は別途ご用意する商品説明書をご覧ください。

みずほアセット信託銀行 ☎0120-081506

受付時間/午前9時~午後5時 土・日・祝日・銀行休業日を除きます。

政 策

NTT東・西の通信接続料について答申

総務省情報通信審議会

◆はじめに

去る九月十三日、情報通信政策に関する重要事項を調査審議し、総務大臣に意見を述べる情報通信審議会から「長期増分費用モデルの見直しを踏まえた接続料算定の在り方について」が答申された。これは、基本的には、平成十五・十六年度のNTT東日本及びNTT西日本(以下、「NTT東・西」という。)の接続料の算定方式を決定するものであるが、同答申には、東日本及び西日本毎に異なった接続料を設定すべきという考え方が盛り込まれている。これが実現した場合には、一部報道でも指摘されているとおり、西日本地域において、電話料金が値上げされる可能性が指摘されており、今後の慎重な議論が求められる問題とされている。

◆経緯

NTT東・西の接続料とは、KDI、日本テレコムなどの電話事業を行う事業者が、NTT東・西のネットワーク設備を使用する時に支払う使用料である。この料金は、以前は、NTTにおいて実際にかかった会計上のコストを回収する方法によって算定していたが、それではいわゆる独占的に事業を行ってきた

NTTの非効率性が料金に内在してしまうことから、競争があまり進んでいない分野に仮想的に競争を仮定した場合の料金水準を実現するため、平成十二年度からは、長期増分費用方式という方法によって算定されている。

この「長期増分費用方式」は、長期増分費用モデルといわれる技術モデルにより算定され、また、このモデルは、最新の技術設備を前提に構築されることから、定期的な見直しが行われるものである。今回の答申は、このモデル見直しが終了したことに伴い、改定モデルをどのように適用して、今後の接続料の算定を行うかについて、審議が行われたものである。

従って、今回の答申においては、改定モデルの評価、適用開始時期及び適用方法が中心的テーマとなっているが、その他、注目すべき点としてNTT東・西で異なる接続料を設定することの適否についても審議がなされている。

◆東西別接続料

現在、電話料金は全国一律となっている。これは、電話サービスが地域住民生活・地域経済活動に不可欠なものであり、日本全国において公平かつ低廉な料金により提供されるべき性格を有するサービス(いわゆる「ユニバーサルサービス」)であることから、電電公社時代を通じて、全国一律の料金が堅持されてきたものである。このような考え方から、電話会社にとって「卸料金」と呼ぶべき接続料については、NTTが民営化され、その後、東西地域会

社に分裂した平成十一年度以降も全国均一となっている。しかしながら、同答申においては、東西間で接続料格差が約三〇%と非常に大きな格差になることから、利用者へ与える影響への配慮や段階的適用等の措置を講じる必要があるとして、平成十五年度以降はそれぞれの地域別に接続料を設定することが適当としている。

表：東西別の接続料試算結果(答申P30から抜粋)

	NTT東日本	NTT西日本	比率
G C 接続	3 59円/ 3分	4 75円/ 3分	132.3%
Z C 接続	4 57円/ 3分	5 95円/ 3分	130.2%
端末回線	1 205.4円	1 253.1円	104.0%

◆利用者料金に与える影響

答申には、具体的にどのようなように東西別接続料を設定するかまでは記されていない。

接続料は、前述のとおり、電話会社が事業を営む上でNTT東・西に支払う「卸料金」であることから、これが変動した場合には、各会社の電話料金へも多少少なかれ影響を及ぼす可能性がある。具体的には、同答申にもあるとおり、東日本管内において利用者料金が引き下げられ、西日本管内において値上げされることにより、市内通話の利用者料金で二円程度の格差が生じる可能性があると考えられている。

答申で示されているものは、電話会社が支払う接続料であることから、世論も現段階では大きく取り上げていないが、これは、最終的には利用者料金に実質的に影響を与える可能性があり、今後、総務省において、この問題に関する検討が行われるものと考えられる。

答申に示されたコスト格差は、いわゆる独占事業者の非効率性を排除した後のものであり、地理的格差等を反映した、いわば会社を運営していく上である程度は回避できない構造的なコスト格差を示しているものである。一方、電話サービスというユニバーサルサービスをいかに維持するかといった視点も含めて、これらの問題を議論していくことが望まれる。

カプセル Now & New

● 今回のテーマ

環境問題への取り組み

ごみや廃棄物の不法投棄対策

ごみの自宅持ち帰り義務

北海道清水町(一、〇四〇)

町は、町民には自宅外で出したごみやベットのふんを自宅に持ち帰ることや、容器入り飲料の小売業者には、容器散乱防止に関する啓発の実施、販売場所への回収容器の設置などを義務付けた。

また、違反者に対しては、町が改善勧告を行うことができるなど十一条で構成されたごみ散乱防止条例を十月一日から施行した。

環境基本条例

宮城県鷲沢町(三、二五〇)

町は、環境審議会を設置して、環境基本計画を策定し、再生資源の積極的な活用、環境教育の充実などに取り組む環境保全に向けた施策を推進することとした。

事業者、町民には環境負荷を低減するための自主的な取り組みと、町の施策への協力を求め

るとともに、循環型社会を構築し、次世代に豊かな自然を残すため、町、事業者、町民の役割を明記した環境基本条例を策定し、十月一日から施行した。

罰則付き環境条例制定

岡山県新庄村(一、四三〇)

村は、ごみの不法投棄や河川を汚染した者に罰金を科す「新庄村環境美化及び源流保全対策条例」を制定した。

これは、ごみの不法投棄や河川汚染の違反者の氏名を公表し、五万円以下の罰金を科す内容となっている。村は、禁止事項を盛り込むなど、よりきびしくして条例の意味合いを明確にすると共に、村民の環境保全に対する意識向上が狙い。

郵便配達員が不法投棄の情報提供

福岡県那珂川町(四六、六六一)

町は、環境監視員だけでは、不法投棄者を特定して、廃棄物を撤去させることが困難なことから、町内を担当する郵便配達

員に不法投棄に関する情報の提供を受ける業務委託契約を郵便局と締結した。

配達員は、不法投棄を見つけた場所や廃棄物の内容等を町に伝える。また、不法投棄している現場を見つけた場合は、直ちに町に通報し、通報を受けた職員は現場に急行、不法投棄者に廃棄物を撤去させる。

生ごみ対策

生ごみの堆肥化を開始

福井県池田町(三、八五四)

町は、試験的に行った分別収集のルールが守られていることから、生ごみを堆肥化して町内の農場で使用する「食リターン事業」をスタートした。

堆肥化される生ごみは、水を切り新聞紙でくろみ指定の紙袋(一枚の容量が約十三リットル、十一円)に入れて回収場所に出す。回収された生ごみは、処理施設で堆肥化され、農家に販売される。

地球温暖化等環境対策

太陽光発電システム設置に助成金

宮城県丸森町(一七九〇一人)

町では、地球温暖化などの問題に地域として取り組むため、個人の住宅に、太陽の光エネルギーを直接電気に転換するため、住宅の屋根等に太陽光発電パネルを設置し、自家発電する太陽光発電システムを設置する際に助成金を出すことにした。

助成金の対象となるのは、町内居住者及び町内に移住用として住宅を所有しているが、建築予定のある一般家庭の住民。助成額は、太陽電池出力1キロワット当たり五万円で、二〇万円を上限としている。

ノーマイカーデー設定
福島県棚倉町(一六、三六三人)
職員の九割以上が車で通勤している町では、十月から第一金曜日を「ノーマイカーデー」に設定し、職員に徒歩や自転車、公共交通機関を利用した通勤を呼び掛けている。

注：人口は、平成十四年三月三十一日現在

随 想

人生所感

随 想



福 井 県
京 谷 宗 雄
越 前 町 長

この季節、町の至る所に白い湯気が立ち昇り、町全体がにわかには活気をあびてまいります。ご存知のとおり越前がに漁のはじまりです。

私どもの住む越前町は、福井県の海岸線中央部に位置し、前は日本海に面し、背後は丹生山地が迫る典型的な海岸段丘の地形をしています。

このため、農耕適地や居住用地などの平坦地が極めて少なく、海岸線

に沿って南北に細長い町並みを形成しています。

海岸線は、越前岬を中心に切り立った断崖と奇岩怪石が連続する男性的な海岸美を誇り、昭和四十三年には、越前加賀海岸国定公園に指定され、四季を通して訪れる多くの観光客の目を楽しませ心を和ませています。

越前町は、昭和三十年に四ヶ浦町と城崎村が合併し誕生しましたが、まもなく五十周年を迎えようとしています。



越前がに

古来より海と共に歩み続け、主産業も浅海漁業や製塩業から近代的な漁業と観光産業へと移行し、常に時代と共に変化してきていますが、何れもその基盤は全て海からの恩恵にあります。現在、漁業は県下第一位の漁獲高を誇っています

が、近年、資源の枯渇や魚価の低迷さらには、従業者の高齢化が進み、漁業の町も、今、大きな転換期に直面しています。

実は、私も昭和八年、先祖代々続いてきた漁師の長男として生まれ、渚から五十米程のところに生家があり、生まれながらに海と共に育ち、波の音を子守歌として過ごしてきました。あの戦中戦後の厳しい食糧不足や物・金のない時代を体験したことから、卒業後は、ためらいもなく、

漁業経営者の跡取りとして家業を継ぎ、専念してきました。当時は、都会から親戚を頼って疎開してくる人があつたをたたない社会状況でした。従って、田舎の町村は人口が年々増え続け、今日では考えられない状況にありました。今、私達も含め、日本全体が戦後の貧困の時代を体験し、全てに耐えて来た事は、忘れることのない心に残る貴重な人生体験だと思っています。

思えば、当時は、青年団活動が活発で、私も青年団長に選ばれ、若い頃から漁業経営のかたわら、各種団体の長や組合の役員等を経験し、特に水産漁業団体については、仕事柄色々な体験をし、その後の人生に大きく役立ちました。

昭和五十年には、友人達の強い推薦に押され、四十二歳にして町議会議員に初当選し、五期半ばの十八年間、町の議会を舞台に研鑽を積んで

きました。そして、平成五年十月、

町長に就任し、二期目、三期目と無投票当選により現在に至っています。

この間に歩んできた、自分の道を振り返ってみれば、様々な事が昨日のように脳裏を駆けめぐります。特に、戦後のあの荒廃した日本社会が半世紀を待たずしてあらゆる分野を克服し、世界に類のない短期間で、先進国の仲間入りを果たしたことは、まさに先輩達のご苦労の賜であり、その結果だと思っています。

そして今、バブルが崩壊し、気が付いてみれば、一生懸命高度成長を歩み続けて成熟した日本の社会構造全体を見直す状況におかれています。政治、経済、福祉等あらゆる分野にわたって、聖域なき構造改革を断行し、これに立ち向かう事が、今、私達に課せられた至上命令だと思っています。

近年、あまりにも急激な時代の流れや変化に困惑してきました。この辺で、心に余裕をもって立ち止まり、自分を省みる事が大切なのかもしれません。

今、全国各地で、行財政基盤の強化や地域性の創出を図るため、市町村合併問題が大きく問われています。私は、町の二十一世紀の将来展望を描きながら、町民とともに日々の生活に夢がもてるような行政を目指し、これからも、ゆとりを持って前向きに取り組みたいと思っています。

政策リーダー

政策リーダー

高速道路調査まとまる

国土交通省

国土交通省はこのほど、高速道路の関連事業にかかる調査結果を発表した。

この調査は、高速道路と関連して行われている地域振興プロジェクトの実態等を把握するため、国土交通省が、都道府県及び政令指定都市の協力を得て、関連事業の内容及び進捗状況、建設費の縮減等に対する意見をとりまとめたものである。

地域振興プロジェクトの総事業費は、四兆五、〇〇四億円で、このうち既に二兆四、五一八億円が投資されている。事業件数は、三四三事業で総事業費に占める既投資額の割合(進捗率)は五五%を占め、内訳は、物流拠点などに使われる工業団地が六五件で最も多く、以下、土地区画整理事業五三件、地域活性化四〇件の順となっている。また、事業主体別にみると市町村が一二九件で最も多く、以下、都道府県四六件、民間三五件の順となっている。

インターチェンジ関連道路整備(アクセス道路)は、事業件数が二二四事業で、総延長は約四一〇km、総事業費は一兆八、六七七億円、うち既投資額は九、一七〇億円で進捗率は四九%となっている。

建設費の縮減等に対する地方公共団体からの主な意見では、「規格・構造の見直しを行うべき」、「新技術・新工法を採用すべき」、「新たな地方負担が生じないように工夫すべき」等の意見が多数を占めている。

地方税財源充実確保 全国大会開催

全国町村会をはじめ地方六団体が構成する、地方自治確立対策協議会は、来る十一月二二日に「地方税財源充実確保全国大会 自主・自立に向けた税財源確保を目指して」を開催することとした。

この大会は、地方公共団体が、地方分権を一層推進し、自主・自立的な地方行政運営を確保するために、税源移譲の早期実現により地方税源の拡充強化を図る必要性があること。また、地方交付税制度を堅持し、その所要総額を確保することが喫緊の課題であるとの地方公共団体共通の認識にもつき、国の予算編成及び税制改正が本格化するこの時期にあわせ、地方税財源の充実と地方財政の確立に向けて、地方の総意として強い決意を表明し、関係方面に対して強力に訴えるため開催するもの。

大会には、各都道府県町村会長等の町村長をはじめ、首長、議長等地方公共団体関係者約三〇〇人が出席を予定している。また、来賓として、総務大臣、衆・参両院総務委員会委員長、国会議員等を招く予定である。

また、大会において行う決議をもって、終了後に地方六団体代表者により、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、自民党三役等に要望を行うこととしている。また、都道府県ごとに、地元選出国會議員に要望を行う。

農薬取締法改正案 を閣議決定

政府は、このほど農薬取締法改正案を閣議決定、今臨時国会に提出することとした。

同法案は、平成十四年七月末以降、国内の一部業者が登録のない農薬を輸入、販売していた事態が判明したことを踏まえ、農水・環境両省により検討が進められてきたもの。

主な改正内容としては、原材料に照らし農作物等、人畜等に害を及ぼす恐れのないことが明らかなもの(特定農薬)等を除き、無登録農薬の製造、輸入及び使用を禁止する。

農薬の使用者が遵守すべき基準を定め、この基準に違反して農薬を使用してはならないこととする。また、違法な販売、使用が行われないよう罰則を強化することとし、販売に係る義務違反については、現在の「一年以下の懲役または五万円以下の罰金」から、それぞれ「三年以下」と「一億円以下」に強化、同時に使用に係る義務違反に対しては、「三万円以下の罰金」から、「三年以下の懲役または百万円以下の罰金」を科すというものになっている。

なお、特定農薬の指定、農薬使用者が遵守すべき基準等については、農水・環境両省が共同で検討する。

同法案は、来年二月の施行を目指し、今臨時国会での審議に入る。